

令和4年会津美里町議会定例会7月会議

議事日程 第1号

令和4年7月26日(火) 午前10時00分開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 堤信也君の議会運営委員辞任の件

第3 発議第3号 堤信也議員に対する議員辞職勧告決議について

本日の会議に付した事件

第2まで同じ

追加日程第1 議会運営委員の選任

日程第3 発議第3号 堤信也議員に対する議員辞職勧告決議について

○出席議員（16名）

1番	櫻井幹夫君	9番	洪井清隆君
2番	大竹惣君	10番	星次君
3番	渡辺葉月君	11番	堤信也君
4番	荒川佳一君	12番	根本謙一君
5番	山内豪君	13番	根本剛君
6番	長嶺一也君	14番	横山義博君
7番	村松尚君	15番	鈴木繁明君
8番	小島裕子君	16番	横山知世志君

○欠席議員（なし）

○事務局職員出席者

事務局長	児島隆昌君
総務係長	歌川和仁君

開 議 (午前10時00分)

○開議の宣告

- 議長（横山知世志君） ただいまから令和4年会津美里町議会定例会7月会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
-

○会議録署名議員の指名

- 議長（横山知世志君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、本町議会会議規則第127条の規定により、

1番 櫻井幹夫君

15番 鈴木繁明君

の両名を指名いたします。

○堤信也君の議会運営委員辞任の件

- 議長（横山知世志君） 日程第2、堤信也君の議会運営委員辞任の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、堤信也君の退場を求めます。

[11番（堤 信也君）退席]

- 議長（横山知世志君） 堤信也君から、一身上の都合により議会運営委員を辞任したいとの申出があります。

お諮りします。本件を申出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- 議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、堤信也君の議会運営委員の辞任は許可することに決定いたしました。

堤信也君の入場を許可いたします。

[11番（堤 信也君）入場]

- 議長（横山知世志君） 堤信也君に申し上げます。

ただいま堤信也君から出された議会運営委員の辞任は許可されましたので、ご報告いたします。

○日程の追加

- 議長（横山知世志君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員辞任の件が許可されましたので、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

- 議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員の選任を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時02分)

再 開 (午前10時03分)

〔追加議事日程第1 配付〕

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

ここで、総務厚生常任委員の方は直ちに常任委員会室において委員会を開催し、委員会条例第5条第3項の規定により議会運営委員を選任してください。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時04分)

再 開 (午前10時14分)

〔議会運営委員会委員名簿を配付〕

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

○議会運営委員の選任

○議長（横山知世志君） 追加日程第1、議会運営委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員の選任は、委員会条例第8条第4項の規定により、根本剛君を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員に根本剛君を選任することに決定いたしました。

ただいま選任されました委員を含め、議会運営委員の方は直ちに常任委員会室において委員会を開催し、委員会条例第9条第2項の規定により委員長を互選し、その結果を報告願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 (午前10時16分)

再 開 (午前10時40分)

〔議会運営委員会委員長名簿を配付〕

○議長（横山知世志君） 再開いたします。

それでは、議会運営委員会における委員長の互選の結果について報告がありましたので、お知らせ

いたします。

議会運営委員会委員長、根本剛君、以上のように決定しました。

○発議第3号の議題、説明、質疑、討論、採決

○議長（横山知世志君） 日程第3、発議第3号 堤信也議員に対する議員辞職勧告決議についてを議題といたします。

本案については、11番、堤信也君の一身上に関わる事件なので、地方自治法第117条の規定により、堤信也君の退場を求めます。

〔11番（堤 信也君）退席〕

○議長（横山知世志君） ここで、提出者の説明を求めます。

14番、横山義博君。

〔14番（横山義博君）登壇〕

○14番（横山義博君） 発議第3号 堤信也議員に対する議員辞職勧告決議、上記の議案を別紙のとおり会津美里町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。提出者、横山義博。賛成者、渋井清隆君、村松尚君、山内豪君、長嶺一也君、大竹惣君、根本謙一君、鈴木繁明君、小島裕子君、荒川佳一君、以上であります。

提出の理由を述べます。堤信也議員の通告一般質問盗用問題は、議員としてあるまじき行為と言わざるを得ない。同議員は、今般の事態の重大さを真摯に受け止め、自ら率先して説明責任を果たすとともに、速やかに会津美里町議会議員の職を辞すべきである。

堤信也議員に対する議員辞職勧告決議。

今般の堤信也議員の通告一般質問盗用問題は、議会の品位を重んじなければならない議員として、あるまじき行為と言わざるを得ない。

一般質問は、執行機関の政治姿勢を明らかにし、それに対する政治責任を明確にさせ、政策の変更・是正あるいは新規の政策を採用させるなどの目的と効果がある。その重大さを十分承知していたはずの堤議員が、このような行為を長年にわたり繰り返し行っていた事実は、会津美里町議会として到底看過できるものではない。

堤議員は、今般の事態の重大さを真摯に受け止め、町民からの求めの有無にかかわらず、自ら率先して説明責任を果たすとともに、速やかに会津美里町議会議員の職を辞するようここに勧告する。

以上、決議する。

令和4年7月26日。

○議長（横山知世志君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許可します。反対討論はありませんか。

1番、櫻井幹夫君。

〔1番（櫻井幹夫君）登壇〕

○1番（櫻井幹夫君） 議員番号1番、櫻井です。反対討論をさせていただきます。

初めに、今回の堤議員の盗用問題を擁護することはできず、本人が自らの進退について判断する必要があると思っております。堤議員が自ら職を辞すると判断されるものを拒もうとするものではないことを申し述べておきます。

その上で、既に当議会に対する世論の信用は失われており、堤議員のみならず、他の議員も同様と見られております。このような状況の中で堤議員に対する議員辞職勧告決議案の提出は、堤議員を辞職させ、問題の早期収束を図る狙いと受け取られかねません。真に議会の健全性を示すお考えであるならば、過去に遡り、当町議会議員の言動を第三者機関等に検証していただき、町民にその結果を示すべきではないでしょうか。今回の問題を堤議員に対する議員辞職勧告決議案のみで終わらせようとするものであるならば、到底賛成できるものではありません。反対いたします。議会が辞職勧告決議案を可決しても法的拘束力はなく、町民の信頼を回復するための最善策とは考えづらいものであり、決議案に賛成することはできません。署名議員以外の賛同を求めます。

以上。

○議長（横山知世志君） 賛成討論はありませんか。

9番、渋井清隆君。

〔9番（渋井清隆君）登壇〕

○9番（渋井清隆君） 私は、堤信也議員に対する辞職勧告決議について賛成の立場から意見を開陳いたします。

結論から申し上げますと、今般、堤信也議員の通告一般質問は本人自らの言葉ではなく、ほとんどが盗用による通告一般質問で、納税者である町民を裏切る悪質極まる行為である。なお、この盗用という発言は、去る7月15日開催の議員全員協議会の席上において自ら盗用と認めたことを付け加え、申し添えます。

この行為は、諸先輩議員が築き上げてきた歴史と伝統、権威ある議会の議員としてあるまじき前代未聞の行為と言わざるを得ない。一般質問の質問権は全議員に認められた権利であること、そして一般質問とは、議員が、町の一般事務に対してその執行の状況または将来の方針、政策的提言や行政の課題などを執行者に直接質すことである。その一般質問を十分承知している堤信也議員は、前述したその盗用行為を長年にわたり繰り返し行っていた。したがって、会津美里町議会として到底看過できない。今どきこんな議会の放漫な専横を町民は理解も納得もしない。歳費は、生活給としての賃金で

はない。報酬である。報酬である以上、当然どのような議員としての活動をしているかが問われる。地方自治法には第96条から議員に付与される権限が明記されている。それは、議決権、調査権、監査請求権、意見の開陳及び意見書の提出などである。これらの権能を駆使して、どれだけの町民のために活動したか、それに対して支払われる報酬が歳費である。そのことを議員は忘れてはなりません。

よって、堤信也議員は今般の事態の重大さを真摯に受け止め、自ら率先して町民に説明責任を果たすとともに、速やかに会津美里町議会議員の職を辞するよう求める勧告に賛成する。趣旨ご理解の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上。

○議長（横山知世志君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） ないようでありますので、これをもって討論を終了いたします。

これより発議第3号を電子採決システムにより採決いたします。

〔「はい、議長」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） 3番、渡辺葉月君。

○3番（渡辺葉月君） 私は、今般の事件につきまして、堤議員を裁く法はなく、良い、悪いを判断することはできかねますので、退室の許可を願います。

○議長（横山知世志君） 許可します。3番、渡辺葉月君の退室を許可します。

〔3番（渡辺葉月君）退席〕

○議長（横山知世志君） これより発議第3号を電子採決システムにより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

〔各議員投票〕

○議長（横山知世志君） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（横山知世志君） なしと認めます。

これをもって採決を確定いたします。

賛成多数。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、発議第3号 堤信也議員に対する議員辞職勧告決議についての議題が終了しましたので、11番、堤信也君の入場を許可いたします。

〔11番（堤 信也君）入場〕

○議長（横山知世志君） なお、3番、渡辺議員も入場を許可します。

〔3番（渡辺葉月君）入場〕

○議長（横山知世志君） 11番、堤信也君に申し上げます。

発議第3号は原案のとおり可決されました。ただし、法的拘束力はないため、勧告に従わなくても法律上は問題ないことを申し添えます。

○散会の宣告

○議長（横山知世志君） 以上をもちまして令和4年会津美里町議会定例会7月会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで令和4年会津美里町議会定例会7月会議を散会いたします。

散 会 （午前10時54分）

上記会議のてんまつを記録し、相違ないことを証するため署名する。

令和4年 月 日

議 長 横 山 知 世 志

議 員 櫻 井 幹 夫

議 員 鈴 木 繫 明